

給実甲第1340号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第1296号の一部改正について（通知）

給実甲第1296号（人事院規則9—148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<u>人事院規則9—148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）</u> （以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めたので、令和5年4月1日	<u>人事院規則9—148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）</u> の運用について下記のとおり定めたので、令和5年4月1日以降は、これによってくだ

以降は、これによってください。

記

第12条関係

1 この条の「60歳に達した日  
後の最初の4月1日後に給与法  
附則第8項第2号に掲げる職員  
が同項各号に掲げる職員以外の  
職員となったとき」について、  
次に定めるところによるときは、  
あらかじめ人事院の承認が  
あったものとして取り扱うこと  
ができる。

一・二 (略)

2 令和7年4月1日以後に新たに給与法附則第10項、第12項又は第13項に規定する俸給を受けることとなる職員のうち、当該俸給を算出する場合におけるこの規定の適用がないものとしたときの基礎俸給月額等  
(給与法附則第10項に規定する基礎俸給月額、規則第4条に規定する第4条基礎俸給月額、規則第5条に規定する第5条基

さい。

記

第12条関係

この条の「60歳に達した日  
後の最初の4月1日後に給与法附則  
第8項第2号に掲げる職員が同項  
各号に掲げる職員以外の職員と  
なったとき」について、次に定め  
るところによるときは、あらかじ  
め人事院の承認があったものとし  
て取り扱うことができる。

一・二 (略)

(新設)

礎俸給月額、規則第6条に規定する第6条基礎俸給月額、規則第7条に規定する第7条基礎俸給月額、規則第8条に規定する第8条基礎俸給月額、規則第9条に規定する第9条基礎俸給月額若しくは規則第10条に規定する第10条基礎俸給月額又は第7条関係に規定する第7条関係基礎俸給月額若しくは第8条関係に規定する第8条関係基礎俸給月額をいう。以下同じ。)

の基礎となる俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下「令和6年改正法」という。）第2条の規定による改正前の俸給表（指定職俸給表を除く。）の俸給月額欄に掲げる俸給月額となる職員の基礎俸給月額等について、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とするときは、あらかじめ人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

二 基礎俸給月額等の基礎となる俸給月額が令和7年3月31日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額となる職員（次号に掲げる職員を除く。） 令和7年3月31日に基礎俸給月額等の基礎となる俸給月額に対応するその者の号俸等を受けていたものとして、同年4月1日に令和6年改正法附則第4条及び第5条の規定を適用した場合に同日に受けることとなるその者の号俸等に対応する特定日（規則第5条又は第6条の規定の適用を受ける職員にあっては異動日、規則第8条の規定の適用を受ける職員にあっては降任等相当転任日、規則第9条の規定の適用を受ける職員にあっては特例任用期間降格等職員となった日、第7条関係の規定の適用を受ける職員のうち特定日後に第7条関係第1項第1号に掲げる職員となった職員又は第8条関

係の規定の適用を受ける職員  
にあつては転任後俸給表異動  
日。次号及び第3号において  
「特定日等」という。）の俸  
給表の俸給月額欄に掲げる俸  
給月額を基礎として算出した  
基礎俸給月額等

二 基礎俸給月額等の基礎とな  
る俸給月額が令和7年3月3  
1日の専門スタッフ職俸給表  
の俸給月額欄に掲げる俸給月  
額となる専門スタッフ職俸給  
表の適用を受ける職員 令和  
7年3月31日に基礎俸給月  
額等の基礎となる俸給月額に  
対応するその者の号俸等を受  
けていたものとして、同日に  
専門スタッフ職俸給表への異  
動がないものとし、かつ、同  
年4月1日に令和6年改正法  
附則第4条及び第5条、人事  
院規則9—8第29条並びに  
人事院規則9—8—94（人  
事院規則9—8（初任給、昇  
格、昇給等の基準）の一部を  
改正する人事院規則）附則第

2条の規定を適用した場合に同日に受けることとなるその者の号俸等に対応する特定日等の専門スタッフ職俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額を基礎として算出した基礎俸給月額等

三 前2号に掲げる職員以外の職員 令和7年3月31日に基礎俸給月額等の基礎となる俸給月額に対応するその者の号俸等を受けていたものとして、同年4月1日に令和6年改正法附則第4条の規定を適用した場合に同日に受けることとなるその者の号俸等に対応する特定日等の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額を基礎として算出した基礎俸給月額等

以 上